

障害福祉サービス・地域生活支援事業について

障害福祉サービス・地域生活支援事業は、障害のある人々の自立を支えるサービスです。在宅や、通所によるサービス、施設に入所して利用するサービスがあります。

① 身体障害者手帳所持者
② 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
③ 聞き取り調査などにより
④ 同等と認められる者
④ 支援が必要と認められる障害児

※ 40～64歳で介護保険における特定疾病をお持ちの人、65歳以上の人は介護保険が優先となります。

【利用手続きの流れ】

- ① 相談・申請
- ② 聞き取り調査など
- ③ 認定審査
- ④ 支給決定

その後、事業者とご自身で契約をしていただきます。

☎ 福祉課 820・5605
(福祉課)

本人確認にご協力を

町では、不正な住民票の取得や虚偽の住所の異動届出および戸籍の届出などの事件を未然に防ぐために、窓口に来た人の本人確認を行なっています。

▽確認の方法

(1) 本人の場合
顔写真のついた公的な証明書（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）をお持ちの人は、1点で確認します。お持ちでない人は、健康保険証と年金手帳など、本人であると分かるもの2点以上で確認します。

(2) 代理人の場合

本人から委任されていることがわかる書面（委任状など）をお持ちください。なお、代理人の本人確認（(1)本人の場合と同じ）を行いません。

※ (1)・(2)以外の人は、正当な請求理由がない限り、

分類	主なサービス種類	主なサービス内容
自宅・外出先などでの支援	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での生活に介助を要する人を対象に、入浴や食事などの身体介護および、家事援助、通院介護などのサービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象に、入浴や食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人を対象に、外出のための支援を行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能などの障害により、手話での意思の疎通が必要な人に手話通訳者を派遣します。
泊まる場所	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の創作活動などの場や、食事、入浴などの介護を提供します。
	児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
日中活動をする場所	医療型児童発達支援	肢体不自由児を対象に、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児を対象に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
	日中一時支援事業	日中、介護する人がいないため一時的に見守りが必要な場合に見守りや日常的な訓練、生活支援などを行います。
	訓練をする場所	自立訓練（機能訓練）
仕事をする場所	自立訓練（生活訓練）	一定の期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。
	就労移行支援	一定期間、生産活動などの機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などを行います。
	就労継続支援A型（雇用型）	就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
住む場所	就労継続支援B型（非雇用型）	年齢や体力面で就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む人に、居住に対する相談や、日常生活上の援助を行います。
	共同生活介護（ケアホーム）	共同生活の場で身体的な介護などを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、身体的な介護などを行います。
長期で医療を受ける場所	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

住民票などの証明書の交付を受けることができせん。正当な理由を明らかにする書類などの提示が必要になります。

●住民基本台帳カード交付の場合

▽確認の方法

(1) 本人確認書類を2点お持ちください。
運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、健康保険証、年金手帳などから2点を持って、窓口で提示してください。

●住基カードの不正取得などを確認した場合

住基カードの不正取得、運転免許証の偽造などを確認または、偽変造が疑われる運転免許証が提示された場合は、ただちに捜査機関に通報します。

皆さんの大切な個人情報を守るため、窓口での本人

確認書類の提示やコピーについて、ご理解とご協力をお願いします。
また、各証明書などを請求する場合は注意事項は次のとおりです。

証明書の種類	請求できる人	注意事項
住民票の写し	本人または同一世帯の人	親子でも別世帯の場合は不可
戸籍証明書	同一戸籍に記載されている人、配偶者・直系の親族	兄弟でも別戸籍のものは不可
印鑑登録証明書	印鑑登録証（カード）を持参した人	本人でもカードが無ければ不可

(注)弁護士などによる請求や自己の権利を行使する場合などを除く一般的な場合です。

子育て支援センターエンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
17日（金）	9：30	とことこエンゼル（1歳6カ月～2歳5カ月）
21日（火）	10：30	子育て懇談会（金澤綾子）
24日（金）	9：30	わくわくキッズ（2歳6カ月以上）
9月5日（水）	10：30	子育てなるほど講座（テーマ「卒乳」）
9月10日（月）	9：30	ふわふわベビー、にこにこベビー（0～1歳5カ月）で外マツ

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場所
14日（火）	9：30	東部地域健康センター
16日（木）	9：30	中央ふれあい館

- おひさまルーム（上記以外の日程の9：30～11：30）
- ほっとるーむ（月～金曜日13：00～15：30）
- 「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14：30～15：00）

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸出

町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1ヵ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

●「パパとおひさま」（第2土曜日9：30～11：30）

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住や、里帰り中の親子さんも遊びに来て下さい。もちろんご家族でも大歓迎。室内でも公園でも遊べます。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎ 820-5502 ☒ 820-5503
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9：30～17：00
〈子育て相談（要予約）月～金曜日 13：00～17：00〉

8月は『北方領土返還運動全国強調月間』

私たち一人ひとりの声を集結し、北方領土の早期返還を実現させましょう。